

豊 島 区 児 童 相 談 所

事 業 概 要

令和5年度（2023年度）版

令和6年10月
児童相談課

目 次

第1 児童相談所の概況

1 豊島区の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・	2
（1）人口・児童人口等	
（2）合計特殊出生率の推移	
（3）豊島区の外国人住民数の推移	
2 児童相談所の所在地等・・・・・・・・・・	3
3 豊島区児童相談所の設置・経緯・・・・・・・・	4
4 豊島区児童相談所等の沿革・・・・・・・・	5
5 児童相談所の組織及び職員・・・・・・・・	6
（1）組織	
（2）職員配置状況	
（3）児童相談所の分掌事務	
6 児童相談所で取り扱う児童相談・援助・・・・・・・・	8
（1）相談の種類	
（2）援助の種類	
（3）その他	
（4）児童相談の流れ	
（5）“オールとしま”による児童相談体制	

第2 令和5年度児童相談所の実績

1 相談の受理状況等・・・・・・・・・・	16
（1）相談経路別の受理状況	
（2）相談種類別の受理状況	
（3）年齢別の受理状況	
2 相談の対応状況等・・・・・・・・・・	19
（1）相談種類別の対応状況	
（2）相談対応の結果	
（3）虐待相談の年齢別の対応状況	
（4）虐待相談の種類別の対応状況	
（5）警察からの通告状況	
（6）主たる虐待者の状況	

(7) 触法少年の送致状況	
(8) 外国籍児童の国籍別相談状況	
(9) 外国籍児童の相談内容別受理状況	
3 一時保護の状況等	26
(1) 一時保護の状況	
(2) 主訴別一時保護の状況	
(3) 一時保護解除後の状況	
(4) 一時保護平均日数の状況	
4 児童福祉施設等の在籍状況	29
5 里親制度	29
(1) 里親の登録・委託状況	
(2) ファミリーホーム（小規模住居型育児養育事業）	
(3) 普及啓発活動の実施状況	
6 愛の手帳（療育手帳）の判定件数	30
7 夜間・休日等の電話受付件数	31
8 親子のための相談LINE相談件数	32
9 専門職の人材育成	32
(1) 研修	
(2) 各種研修	

第1 児童相談所の概況

1 豊島区の基本情報

(1) 人口・児童人口等（令和6年1月1日現在）

人 口 291,650人

（日本人住民258,918人、外国人住民32,732人）

児童人口※¹ 30,831人（男15,656人、女15,175人）

総世帯数 184,969世帯

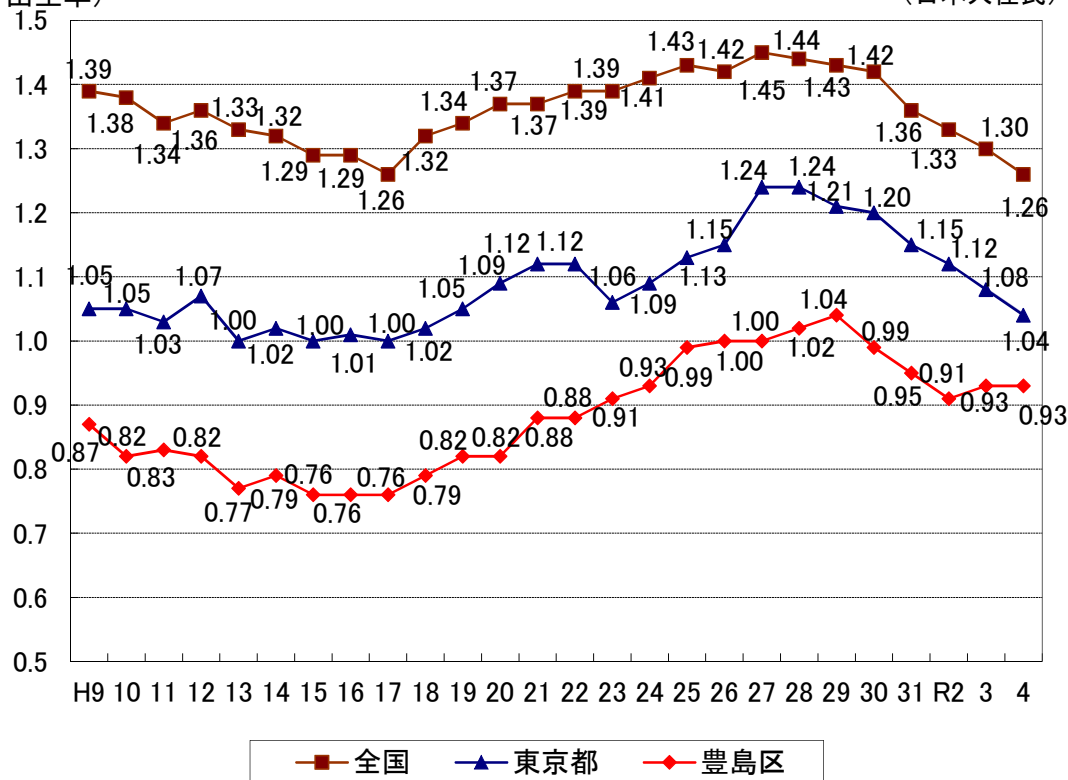
面 積 13.01km²

※1 児童人口とは、0歳から18歳未満までの人口のことです。

(2) 合計特殊出生率の推移

（合計特殊
出生率）

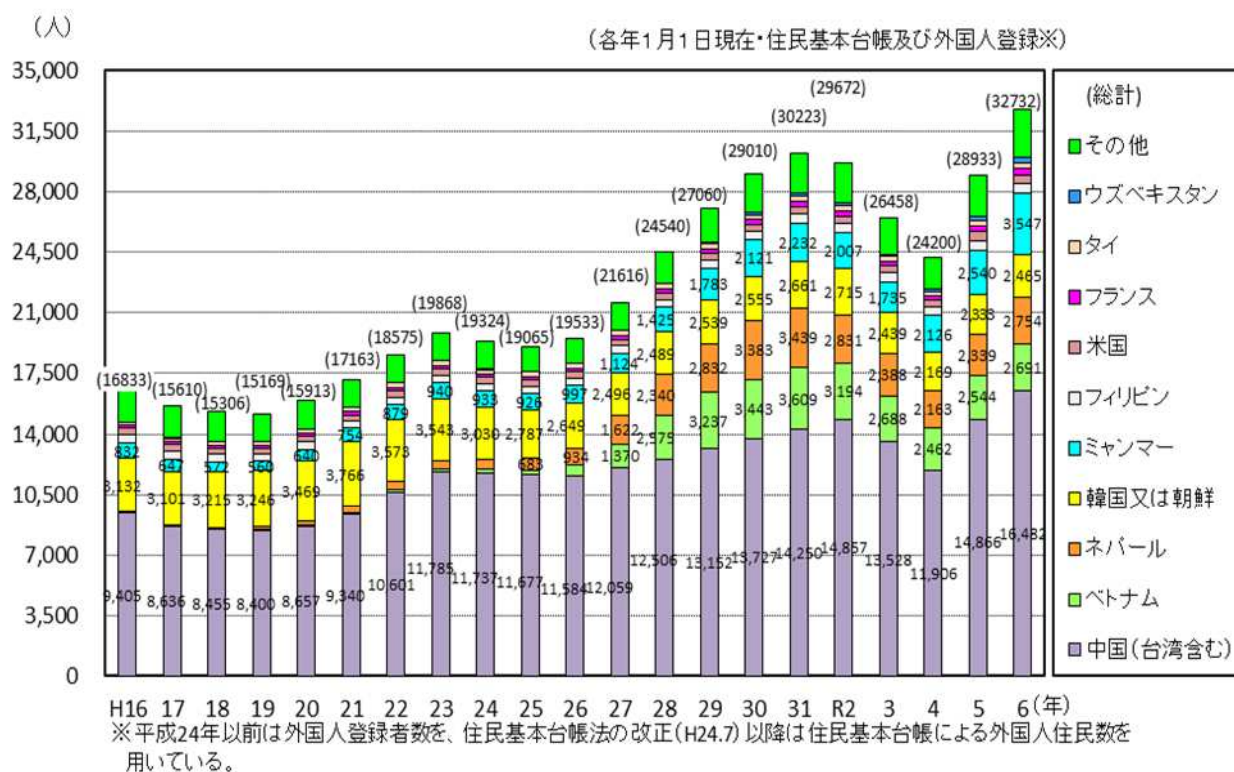
（日本人住民）



出典：豊島の統計、厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」

東京都福祉保健局「人口動態統計年報（確定数）」

(3) 豊島区の外国人住民数の推移



出典：豊島の統計

2 児童相談所の所在地等

所在地 東京都豊島区长崎3-6-24

所管区域 区全域

開設年月日 令和5年2月1日

電話 03-6758-7910

アクセス 西武池袋線 東長崎駅北口より徒歩7分

// 椎名町駅北口より徒歩8分



3 豊島区児童相談所の設置・経緯

近年、子育て環境の問題が複雑化していることから、深刻な児童虐待事件は後を絶たず、児童虐待等の相談対応件数も年々増加傾向にあります。このようななか、児童相談行政に対してきめ細やかな対応が求められるようになり、平成28年に児童福祉法が改正され、特別区においても児童相談所を設置することが可能となりました。

豊島区は基礎自治体ならではの地域に根差した、より切れ目のないきめ細やかな対応や支援を実現するため、令和5年2月1日に児童相談所を設置しました。

豊島区児童相談所は、併設されている長崎健康相談所とともに、「豊島区の子どもは豊島区が守る」体制づくりをすすめています。

施設外観と内観

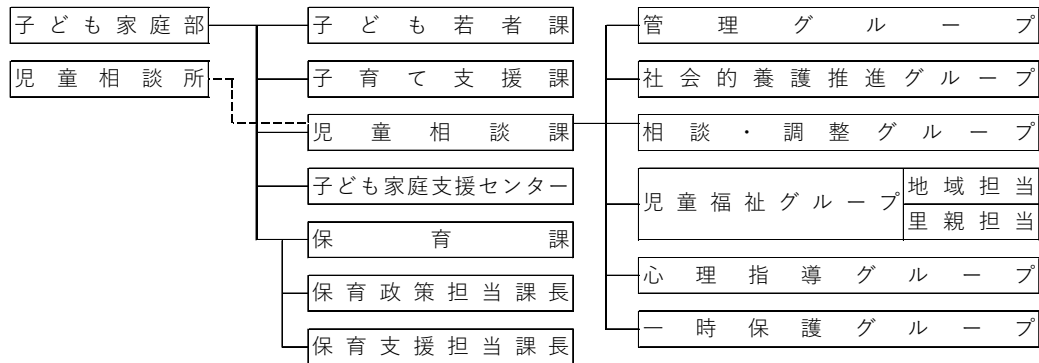


4 豊島区児童相談所等の沿革

時期	できごと
昭和61年2月19日	「都区制度改革の基本的方向」の中で、児童相談所に関する事務の移譲を都区で合意
平成20年6月26日	第13回都区のあり方検討委員会幹事会において、児童相談所設置などに関する事務について区へ移管する方向で検討することで一致
平成24年2月13日	児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会を設置
平成25年11月15日	区長会総会で、区側で検討した「特別区児童相談所移管モデル」を了承
平成28年6月3日	児童福祉法等の一部を改正する法律が公布
平成29年4月1日	改正児童福祉法の施行 児童相談所設置自治体の拡大（特別区も政令の指定を受けて児童相談所を設置できることについて明記）
令和4年6月14日	豊島区を児童相談所設置市に指定する政令の閣議決定
令和4年10月24日	豊島区児童相談所設置条例の公布 （令和5年2月1日施行）
令和5年2月1日	豊島区児童相談所開設

5 児童相談所の組織及び職員

(1) 組織



(2) 職員配置状況 (令和6年4月1日時点(欠員除く))

所属	職種等	管理職	係長	主査	一般	会計年度 任用職員
児童相談所長		1				
児童相談課長		1				
管理G	事務		1		3	
	児童相談所支援事務職員					2
社会的養護推進G	事務		2	1	2	
相談・調整G	児童福祉司		2		4	
	保健師				1	
	虐待対応協力員					6
	虐待対応強化専門員					2
	電話受付相談員					2
児童福祉G (地域)	児童福祉司		2		7	
	虐待対応協力員					2
	児童相談所業務事務員					3
(里親)	児童福祉司		1		2	
	里親養育支援員					1
心理指導G	心理司		1		8	
一時保護G	保育士・児童指導員		3	1	17	
	栄養士		1			
	看護師			1		2
	心理療法担当担当				1	1
	管理業務支援員					1
	福祉業務専門員					2
	学習指導員					2
	用務員					1
	夜間支援員					4
		2	13	3	45	31
正規：63						会任：31

(3)児童相談所の分掌事務

	分 類	内 容
管理グループ	1. 課の庶務に関する事	1. 文書の受発及び保管に関する事 2. 公印の管守に関する事 3. 予算、決算及び経理に関する事 4. 統計及び諸報告に関する事 5. 課内の調整に関する事 6. 物品の調達に関する事 7. 広報に関する事 8. その他一般庶務に関する事
社会的養護推進グループ	1. 児童入所施設の措置費等に関する事	1. 措置費等の支払いに関する事 2. 本人又はその扶養義務者の負担能力の認定及び費用の徴収に関する事 3. 国庫負担金及び補助金に関する事
	2. 児童相談所の維持管理に関する事	1. 児童相談所及び一時保護所の施設の維持管理に関する事
相談・調整グループ	1. 児童等の相談に関する事	1. 児童又は保護者等からの相談等の受理に関する事 2. 関係機関からの通告の受理に関する事
	2. 児童等に係る調査及び指導に関する事	1. 児童の安全確認に関する事 2. 初期調査及び対応に関する事 3. 関係機関からの照会等に関する事
児童福祉グループ	1. 児童の措置に関する事	1. 児童又は保護者等への指導に関する事 2. 児童の入所措置等に関する事
	2. 関係機関との連絡調整に関する事	1. 施設入所の調整等に関する事 2. 関係機関との情報共有等の連携に関する事
	3. 障害児入所施設の利用契約に関する事	1. 障害児入所給付費の受給者証の発行等に関する事（障害福祉課の所管に属するものを除く。）
	4. 養育家庭及び特別養子縁組里親に関する事	1. 社会的養育の推進に関する事 2. 里親の登録に関する事（子育て支援課の所管に属するものを除く。） 3. 里親の研修に関する事 4. 里親家庭の支援に関する事 5. 里親制度の普及啓発に関する事
心理指導グループ	1. 児童の心理診断、指導、ケア及び医学診断に関する事	1. 子どもおよび保護者等への心理診断、心理ケア（治療・指導）に関する事
	2. 愛の手帳（療育手帳）及び特別児童扶養手当の判定に関する事	1. 愛の手帳（療育手帳）の申請受理、判定及び進達に関する事 2. 特別児童扶養手当の判定に関する事
	3. 親子支援プログラムに関する事	1. 家族再統合のための援助事業 2. 保護者カウンセリングに関する事
	4. 虐待カウンセリング事業に関する事	1. 医師による保護者のアセスメントに関する事
一時保護グループ	1. 一時保護所の運営・庶務に関する事	1. 一時保護所の運営及び施設の維持管理に関する事（管理グループの所管に属するものを除く。） 2. 一時保護児童の権利擁護に関する事
	2. 一時保護児童の入所等に関する事	1. 一時保護児童の安全管理に関する事 2. 一時保護児童の学習及び余暇に関する事 3. 一時保護児童のアセスメントに関する事
	3. 一時保護所の給食・食育に関する事	1. 一時保護児童の栄養管理に関する事 2. 一時保護児童への食事の提供及び食事を通じた学習機会の提供に関する事

6 児童相談所で取り扱う児童相談・援助

(1) 相談の種類

相談区分		内容
養護相談		虐待相談、養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労、服役等）、迷子に関する相談
保健相談		一般的健康管理に関する相談（乳児、早産児等）
障害相談		知的障害相談（療育手帳の相談を含みます。）、ことばの遅れ相談、肢体不自由相談、重症心身障害相談などの障害に関する相談
非 行 相 談	ぐ犯行為※等相談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
	触法行為※等相談	触法行為があったとして警察署から第 25 条通告及び少年法第 6 条の 6 により送致のあった児童、犯罪少年※に関して家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談
育 成 相 談	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登校（園）できない、していない状態にある児童に関する相談
	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙※、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び等に関する相談
	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
	ことばの遅れ相談（家庭環境）	ことばの遅れを主訴とする相談で、家庭環境等言語環境の不備等によると思われる児童に関する相談
その他の相談		措置変更、在所期間延長に関する相談等
里親に関する相談		養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭、親族里親としての養育を希望する方からの相談

※ぐ犯行為：保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由があってその性格又は環境に照らして、将来罪を犯す又は刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為

※触法行為：14 歳未満で刑罰法令に触れる行為

※犯罪少年：少年罪を犯した 14 歳以上 20 歳未満の少年

※緘黙（かんもく）：話す能力があるにもかかわらず、心理的原因等で、学校等の特定場面又は生活全般で話さない状態

(2) 援助の種類

措置によるもの

区分	内容
訓戒・誓約書の提出 (第 27 条第 1 項第 1 号)	誓約書の提出は、注意を与えるだけでは足りない場合に、児童又は保護者に再び同じような問題行動をしないと約束させ、書類を提出させる。
児童福祉司指導 (第 26 条第 1 項第 2 号) (第 27 条第 1 項第 2 号) (虐待防止法第 11 条第 1 項)	・ 家庭環境に起因する複雑な問題を有する児童等、援助に専門的知識、技術を要するケースに対して、来所又は家庭訪問等の方法により継続的に行う指導 ・ 児童虐待を行った保護者に対して行う指導
児童委員指導 (第 27 条第 1 項第 2 号)	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整等により解決すると考えられるケースについて、児童委員に指導を依頼する。
福祉事務所送致・通知 (第 26 条第 1 項第 4・5 号) (第 63 条の 2) (第 63 条の 3)	・ 知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合 ・ 助産施設、母子生活支援施設、保育所への入所措置を要すると認められる場合 ・ 15 歳以上の児童について、障害者総合支援法による障害者支援施設の入所が適当である場合、障害者のみを対象とするサービスの利用が適当である場合
里親委託 小規模住居型児童養育事業委託 (第 27 条第 1 項第 3 号)	児童の養育を主たる目的とする「養育里親」又は養子縁組を目的とする「養子縁組里親」、若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に委託する。
児童福祉施設等入所 (第 27 条第 1 項第 3 号) (第 27 条の 2) (第 31 条)	乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設等に入所させる。
指定発達支援医療機関委託 (第 27 条第 2 項)	国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するものに、児童を委託する。

区分	内容
家庭裁判所送致 (第 27 条第 1 項第 4 号) (第 27 条の 3) (少年法第 3 条第 2 項) (少年法第 6 条第 2 項)	家庭裁判所の審判に付することが適当である児童、強制的措置を必要とする児童等を家庭裁判所に送致する。
家庭裁判所家事審判請求 (第 28 条第 1・2 項) (第 33 条第 5 項) (第 33 条の 7) (第 33 条の 8) (第 33 条の 9)	児童福祉施設等の入所承認及び更新の請求、親権喪失審判請求(民法第 834 条)、親権停止の審判請求(民法第 834 条の 2)、管理権喪失審判請求(民法第 835 条)、未成年後見人選任・解任(民法第 846 条)、親権者の意に反する一時保護の 2 か月を超えることの承認等の請求を行う。

措置によらないもの

区分	内容
助言指導 (第 11 条第 1 項第 2 号ニ)	助言、情報提供等により、日常生活の中で、児童の有する問題が解決され则认为する場合の指導。療育手帳(愛の手帳)の判定、電話相談による助言など。
継続指導 (第 11 条第 1 項第 2 号ニ)	児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じ訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法、カウンセリング等を行う。
他機関あっせん・紹介 (第 11 条第 1 項第 2 号ニ)	児童相談所の持つ機能以外の対応について、他の関係機関をあっせん・紹介する。
児童自立生活援助 (第 32 条第 1 項) (第 33 条の 6)	義務教育終了後、児童自立支援施設等を退所した児童又はその他の児童で、自立を図るため必要な場合において、その児童から申込があったときは「自立援助ホーム」に入所させて、社会的自立に向けた援助を行う。

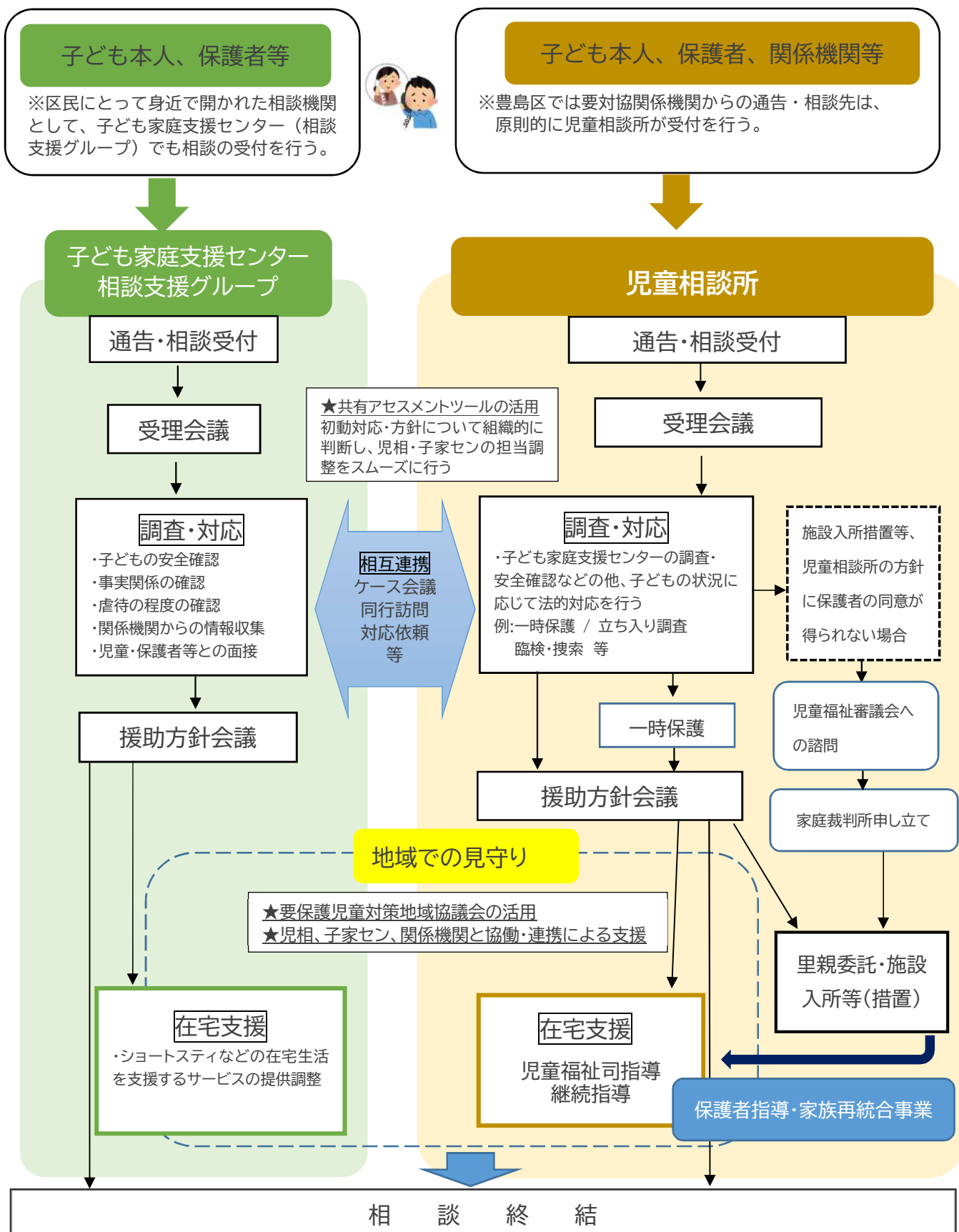
(3) その他

児童相談所での調査等において法に定められているもの

区分	内容
意見付与 (第 24 条の 3 第 3 項)	障害児施設給付費の要否の決定に際し、児童相談所長の意見を付与する。
立入調査 (第 29 条) (虐待防止法第 9 条第 1 項)	保護者の児童虐待等の場合の措置をとるため必要があると認めたときは、児童委員、児童福祉司等は、児童の住所等に立入、必要な調査又は質問をすることができる。 正当な理由がなく立入調査を拒否する等の職務妨害等に対しては、罰則規定がある。(第 61 条の 5)
一時保護・一時保護委託 (第 33 条) (虐待防止法第 8 条)	児童相談所長は必要と認めるときは、児童の安全を確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境やその他の状況を把握するため児童を一時保護し、また里親や児童福祉施設等に一時保護委託することができる。
面会・通信の制限 (虐待防止法第 12 条)	虐待を受けた児童への保護者の面会又は通信を制限することができる。
同居児童の届け出 (第 30 条)	4 親等内以外の児童を一定期間同居させているものに対し、(区市町村長を経由して) 管轄の児童相談所へ届出義務を課し、虐待や人身売買のような不祥事が発生しないよう児童の保護を図る。
所長の親権代行 (第 33 条の 8 第 2 項)	児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求に係る児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
出頭要求 (虐待防止法第 8 条の 2)	児童虐待が行われているおそれがあると認められるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

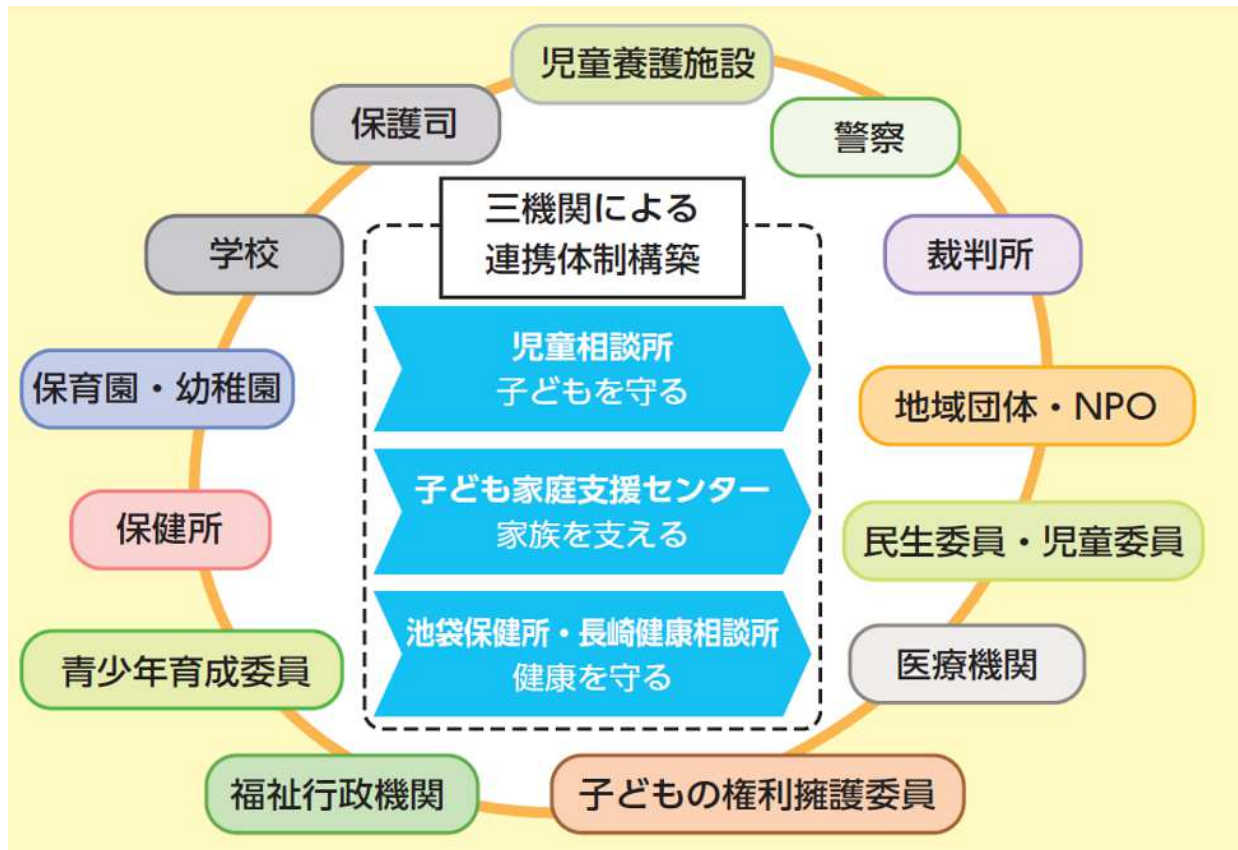
区分	内容
再出頭要求 (虐待防止法第 9 条の 2)	保護者が上記の出頭要求又は立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認められるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
臨検・搜索 (虐待防止法第 9 条の 3)	保護者が正当な理由なく立入調査に応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。
接近禁止命令 (虐待防止法第 12 条の 4)	児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、かつ当該児童虐待を行った保護者について、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6 月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所の付近を徘徊してはならないことを命ずることができる。

(4) 児童相談の流れ (※以下にあくまでもおおまかなイメージとして相談の流れを記します)



(5) “オールとしま” による児童相談体制

「児童相談所」「子ども家庭支援センター」「池袋保健所・長崎健康相談所」の三機関が核となり、それぞれの専門性を活かした迅速かつ適切な対応を行います。



第2 令和5年度児童相談所の実績

1 相談の受理状況等

(1) 相談経路別の受理状況※

令和5年度の経路別の相談数は、「警察等」からの相談が最も多く、全体の約3割となっています。次いで「家族・親族」からの相談が続いています。

※受理状況：児童相談所で新たに受け付けた相談件数

■相談経路別受理状況

(件)

		令和5年度
都道府県	児童相談所	63
	福祉事務所	25
	保健センター	4
	その他	207
区市町村	福祉事務所	0
	児童委員	0
	保健センター	0
	その他	3
児童福祉施設指定発達支援医療機関	保育所	7
	児童福祉施設	11
	指定発達支援医療機関	0
児童家庭支援センター		0
認定こども園		0
警察等		332
家庭裁判所		15
保健所及び医療機関	保健所	2
	医療機関	16
学校等	幼稚園	0
	学校	57
	教育委員会等	5
里親		8
児童委員		1
家族・親族		234
近隣・知人		89
児童本人		14
その他		92
合計		1,185

(2) 相談種類別の受理状況

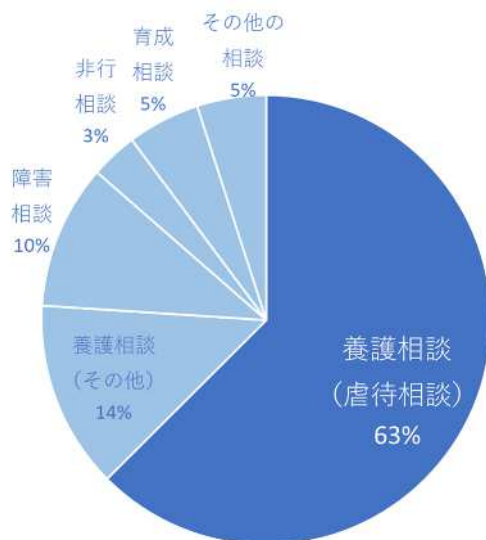
令和5年度の内容別の相談数は、「養護相談（虐待相談）」の相談が最も多く、全体の6割以上を占めています。次いで、「養護相談（その他の相談）」、「障害相談（知的障害相談）」と続いています。

■相談内容別受理状況（表）

（件）

		令和5年度
養護相談	虐待相談	741
	その他の相談	160
保健相談		0
障害相談	肢体不自由相談	1
	視聴覚障害相談	0
	言語発達障害相談	0
	重症心身障害相談	2
	知的障害相談	120
	発達障害相談	0
非行相談	ぐ犯行為等	27
	触法行為等	13
育成相談	不登校相談	52
	性格行動相談	4
	しつけ相談	0
	適正相談	6
その他の相談		59
合計		1,185

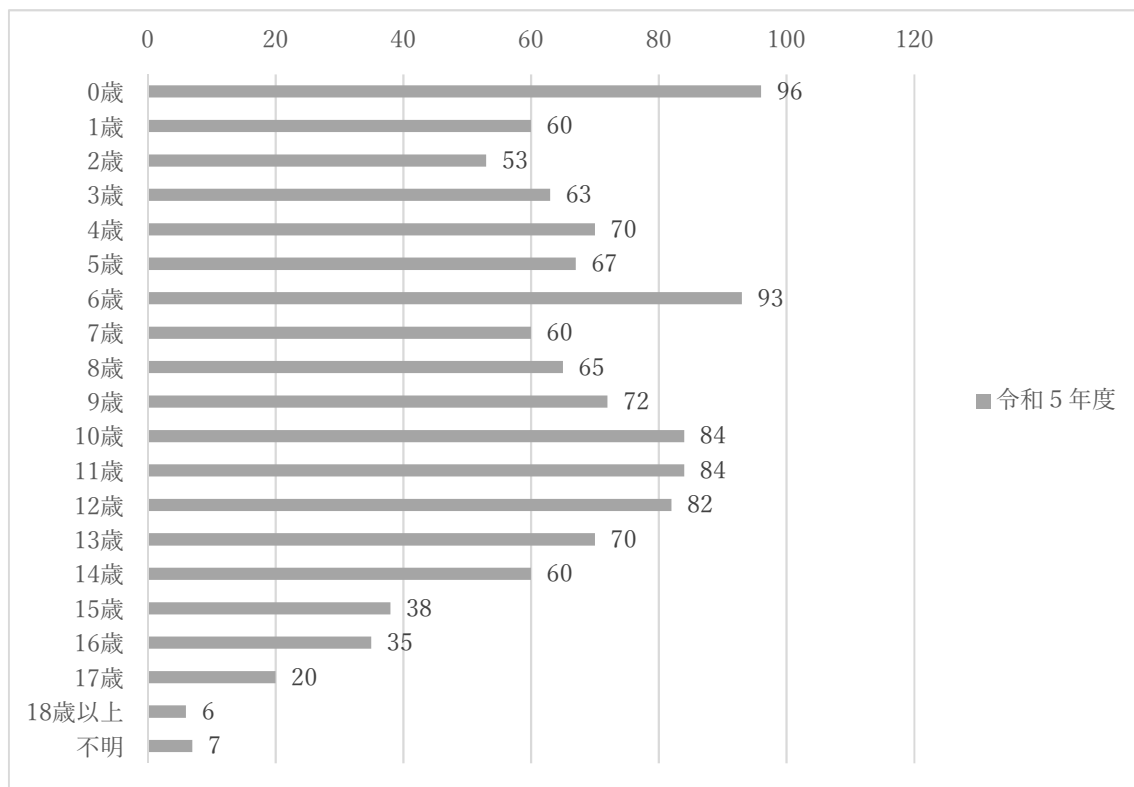
■相談内容別受理状況（グラフ）



(3) 年齢別の受理状況

令和5年度の年齢別の相談数は、0歳が最も多く、次いで6歳、10歳、11歳と続いています。

■年齢別受理状況（グラフ）



(参考) 児童相談所と子ども家庭支援センターの虐待相談受理状況

令和5年度の虐待相談受理件数は、児童相談所で741件、子ども家庭支援センターで375件となっています。

■虐待相談受理状況

(件)

	令和5年度
児童相談所	741
子ども家庭支援センター	375

2 相談の対応状況等

(1) 相談種類別の対応状況※

令和5年度の相談対応件数では「養護相談（虐待相談）」が最も多く、全体の6割以上を占めています。

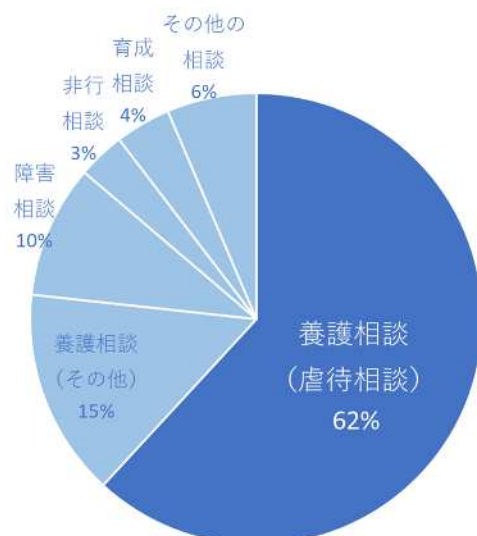
※対応状況：児童相談所で受理した相談のうち、支援方針を決定した件数

■相談種類別の対応状況

(件)

		令和5年度
養護相談	虐待相談	715
	その他の相談	172
保健相談		0
障害相談	肢体不自由相談	0
	視聴覚障害相談	0
	言語発達障害相談	0
	重症心身障害相談	3
	知的障害相談	107
	発達障害相談	0
非行相談	ぐ犯行為等相談	28
	触法行為等相談	11
育成相談	性格行動相談	40
	不登校相談	3
	適性相談	0
	育児・しつけ相談	3
その他の相談		74
計		1,156

■相談種類別の対応状況（グラフ）



(2) 相談対応の結果

令和5年度の相談対応結果は、6割以上が助言指導で終了しています。
児童福祉施設への新規入所は34件ありました。

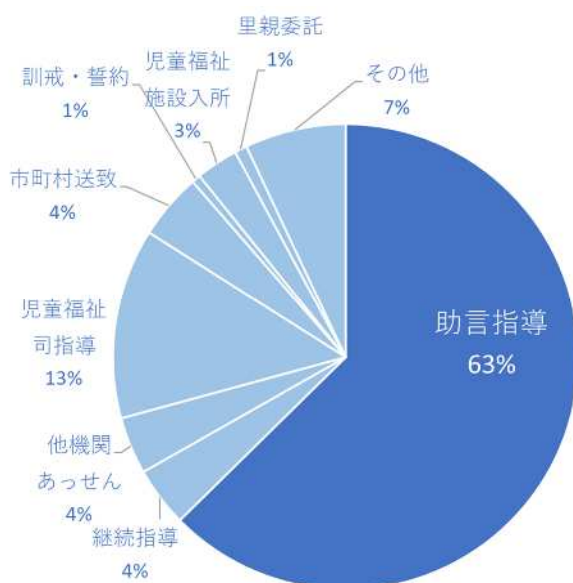
■令和5年度の相談対応結果（表） (件)

	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉 司指導	市町村 送致
養護相談 (虐待相談)	510	28	27	66	53
その他の 相談(※1)	214	20	19	87	0
合計	724	48	46	153	53
	訓戒 ・誓約	児童福祉 施設入所	里親委託	その他 (※2)	計
養護相談 (虐待相談)	0	15	2	14	715
その他の 相談(※1)	7	19	8	67	441
合計	7	34	10	81	1,156

※1「その他の相談」は、「養護（その他の相談）」、「保健相談」、「障害相談」、「非行相談」、「育成相談」、「その他の相談」の計

※2「その他」は、虐待非該当、特定不能、措置延長、レスパイト・ケア等の計

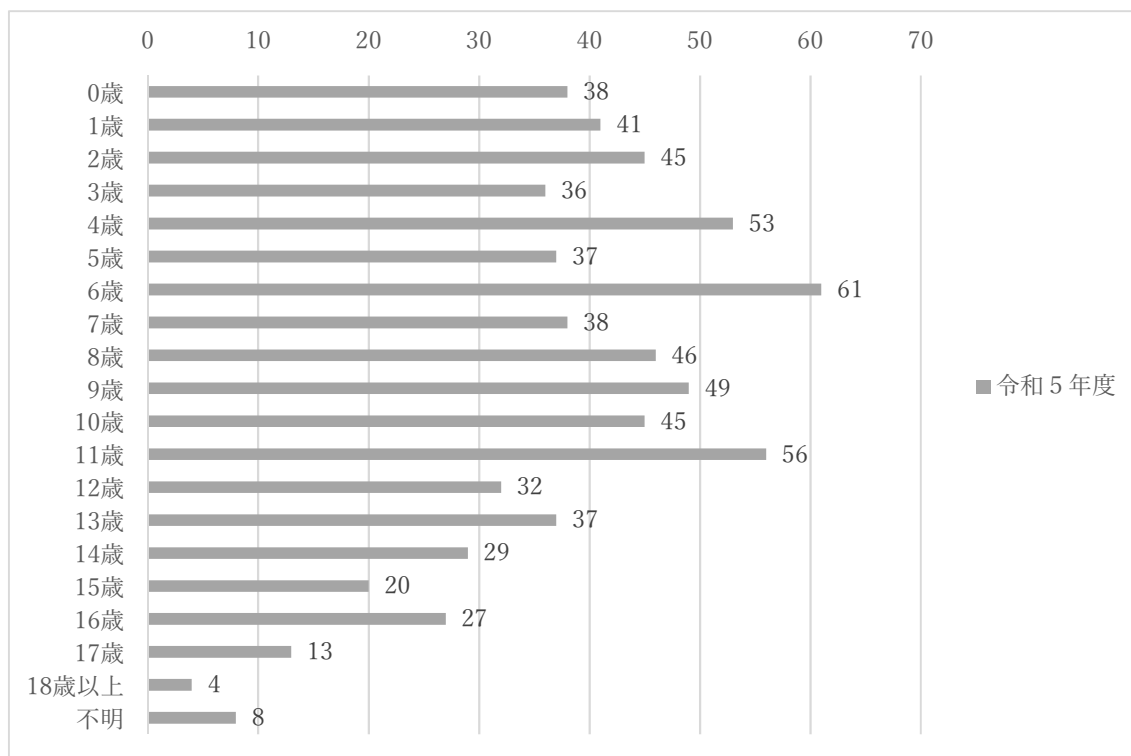
■令和5年度の相談対応結果（グラフ）



(3) 虐待相談の年齢別の対応状況

令和5年度の虐待相談の年齢別の対応状況は、6歳が最も多く、次いで11歳、4歳と続いています。

■虐待相談の年齢別の対応状況（グラフ）



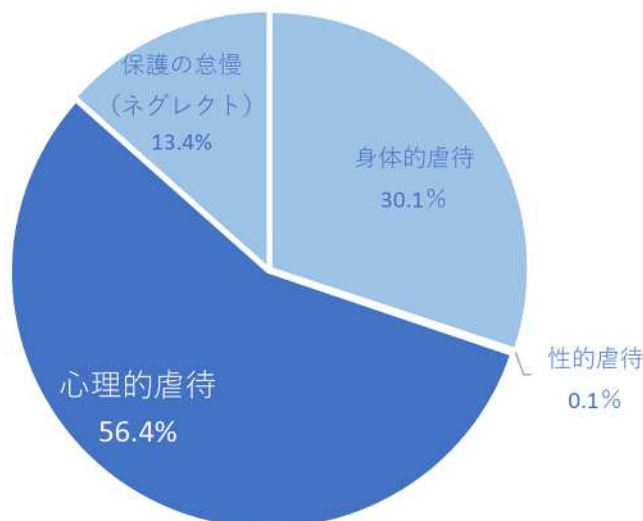
(4) 虐待相談の種類別の対応状況※

令和5年度の相談対応件数のうち、虐待種類別では「心理的虐待」が最も多く、全体の約6割を占めます。次いで「身体的虐待」と続いています。

■虐待相談の種類別の対応状況(表) (件)

	令和5年度
身体的虐待	215
性的虐待	1
心理的虐待	403
保護の怠慢(ネグレクト)	96
合計	715

■虐待相談の種類別の対応状況(グラフ)



(5) 警察からの通告状況

令和5年度の警察から通告は合計332件で身柄付通告が33件ありました。

■警察からの通告状況 (件)

	令和5年度
身柄付通告※	33
書類通告	13
口頭通告	286
合計	332

※身柄付通告:警察が、一時保護が必要と思われる児童について通告を行うこと

（６）主たる虐待者の状況

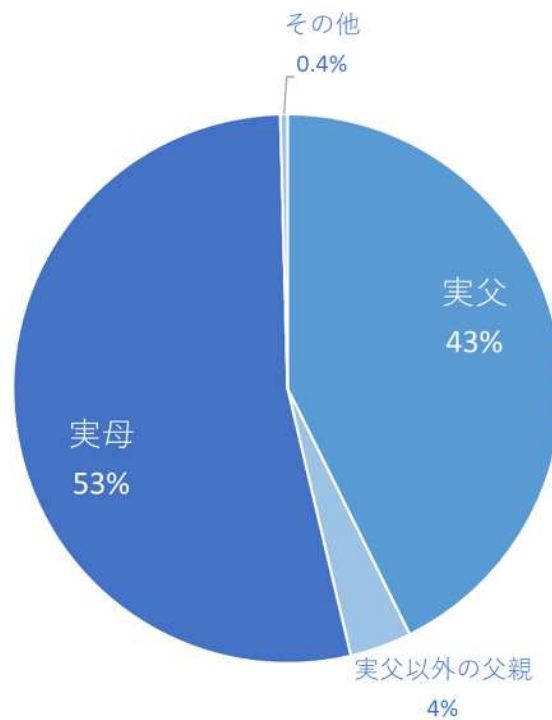
令和５年度の主たる虐待者は、実母、実父からが多く、全体の９割以上を占めます。

■主たる虐待者（表）

（件）

	令和５年度
実父	３０５
実父以外の父親	２６
実母	３８１
実母以外の母親	０
その他	３
計	７１５

■主たる虐待者（グラフ）



(7) 触法少年の送致状況

警察が調査を行い、一定の重大事件に係る触法少年と思料するとき、又は家庭裁判所の審判に付することが適当と思料するときには、児童相談所に送致することとされています。令和5年度の送致状況は0件でした。

■触法少年の送致状況 (件)

	令和5年度
ぐ犯	0
触法行為	0

(8) 外国籍児童の国籍別相談状況

令和5年度の外国籍児童の相談受理件数は74件です。国籍別では、中国が最も多く、次いでミャンマーと続いています。

■外国籍児童の国籍別受理状況 (件)

	令和5年度
中国	30
ミャンマー	11
マレーシア	6
ベトナム	6
フィリピン	6
ネパール	7
その他※	8
合計	74

※「その他」は、年間の相談受理件数が5件未満の国の計

(9) 外国籍児童の相談内容別受理状況

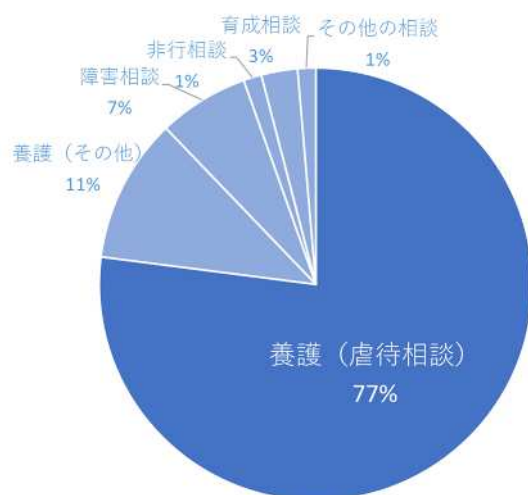
令和5年度の外国籍児童の内容別の相談数は「養護相談（虐待相談）」の相談が最も多く、全体の7割以上を占めます。次いで、「養護相談（その他の相談）」、「障害相談（知的障害相談）」と続いています。

■外国籍児童の相談内容別受理状況（表）

（件）

		令和5年度
養護相談	虐待相談	57
	その他の相談	8
保健相談		0
障害相談	肢体不自由相談	0
	視聴覚障害相談	0
	言語発達障害相談	0
	重症心身障害相談	0
	知的障害相談	5
	発達障害相談	0
非行相談	ぐ犯行為等	1
	触法行為等	0
育成相談	不登校相談	0
	性格行動相談	2
	しつけ相談	0
	適正相談	0
その他の相談		1
合計		74

■外国籍児童の相談内容別受理状況（グラフ）



3 一時保護の状況等

(1) 一時保護の状況

令和5年度に豊島区児童相談所で一時保護した児童数は、合計93人です。また、他の施設に一時保護を委託した児童数は、合計72人です。

■児童の一時保護・一時保護委託児童数 (人)

		令和5年度
豊島区児童相談所一時保護所		93
	(幼児)	(14)
	(学齢男児)	(41)
	(学齢女児)	(38)
一時保護所委託		72
	他自治体一時保護所	(23)
	児童福祉施設	(38)
	病院	(11)
合計		165

(参考) 他の児童相談所からの一時保護委託の受託状況

令和5年度に、他の児童相談所からの一時保護委託に基づき、豊島区児童相談所が一時保護を受託した児童数は、合計5人です。

■他の児童相談所からの一時保護委託の受託件数 (件)

	令和5年度
他の児童相談所	5

(2) 主訴別一時保護の状況

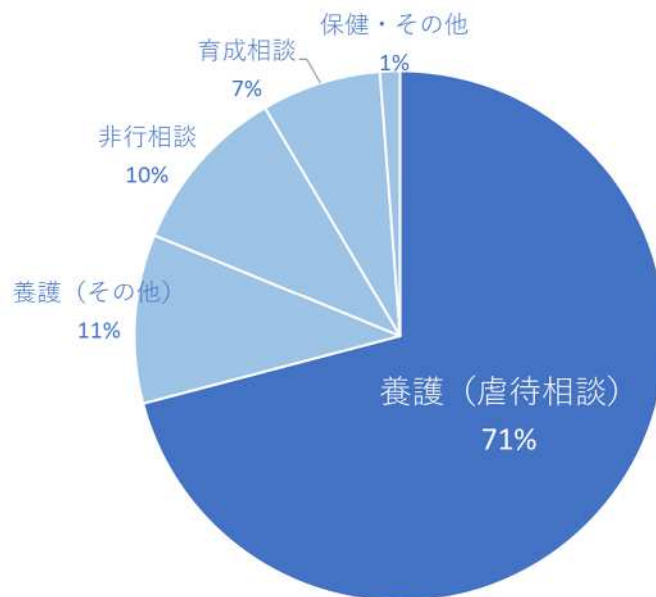
一時保護児童のうち、約7割が「虐待」を原因としたものとなっています。

■主訴別一時保護の状況(表)

(人)

		令和5年度
養護	虐待	117
	その他	17
心身障害		0
非行		17
育成		12
保健・その他		2
合計		165

■主訴別一時保護の状況(グラフ)



(3) 一時保護解除後の状況

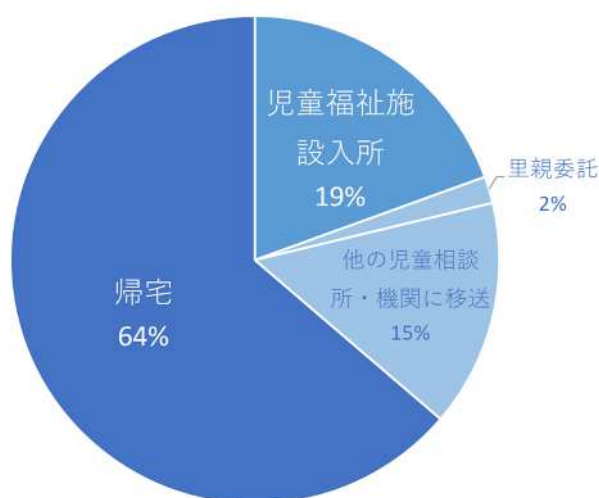
一時保護解除後のうち、約2割が児童福祉施設等へ入所しています。

■一時保護解除後の状況(表) (人)

	令和5年度
児童福祉施設入所	22
里親委託	2
他の児童相談所・機関に移送	17
家庭裁判所送致	0
帰宅	72
合計	113

※一時保護先の変更等は件数に含まない

■一時保護解除後の状況(グラフ)



(4) 一時保護平均日数の状況

令和5年度の一時保護の平均日数は64.8日です。

■一時保護平均日数

	令和5年度
児童福祉施設入所	64.8日

※令和5年度内で一時保護解除が発生したものを対象とする。

※令和4年度を跨いで解除されたケースは令和4年度の保護日数も通算する。

※保護先変更が生じたケースは最初の保護先から保護日数を通算する。

4 児童福祉施設等の在籍状況

令和6年3月末日時点での在籍状況は合計93人で、児童養護施設が最も多くなっています。

■児童福祉施設の在籍状況 (件) (令和6年3月末日時点)

	令和5年度
乳児院	0
児童養護施設	59
児童心理治療施設	1
児童自立支援施設	0
里親委託	28
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託	4
合計	93

5 里親制度

(1) 里親の登録・委託状況

里親制度とは、保護者の病気や虐待等さまざまな事情で家族と生活ができない子どもを、家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって養育する、児童福祉法に基づいた子どものための制度です。

令和6年3月末日時点で、豊島区における養育家庭の登録数は22家庭です。

■登録・委託状況 (家庭数・委託児童数) (令和6年3月末日時点)

		家庭数	委託児童数
養育家庭	登録里親家庭数	22家庭	—
	委託中里親家庭数（児童数）	10家庭	13人
養子縁組	登録里親家庭数	12家庭	—
	委託中里親家庭数（児童数）	1家庭	1人
親族里親	登録里親家庭数	0家庭	—
専門養育家庭	登録里親家庭数	2家庭	—

(2) ファミリーホーム（小規模住居型育児養育事業）

ファミリーホームとは、一定の要件を備えた養育者の住居において、5人～6人の子どもを家庭的な環境のもとで養育する制度です。

令和6年3月末現在、豊島区内では2家庭実施しています。

(3) 普及啓発活動の実施状況

里親制度の普及啓発及び里親委託推進のため、様々な普及啓発活動を実施しています。

■普及啓発活動の実施状況 (件)

	令和5年度
個別相談会	8
出前講座	5
養育体験発表会	1

6 愛の手帳（療育手帳）の判定件数

18歳未満の知的障害児に対して交付する手帳です。東京都愛の手帳交付要綱に基づき、豊島区児童相談所にて心理判定した後、東京都より交付されます。令和5年度の愛の手帳の心理判定件数は、93件です。

■愛の手帳に関する心理判定件数 (件)

	令和5年度
愛の手帳に関する心理判定件数	93

7 夜間・休日等の電話受付件数※

※業務委託 対応時間:平日17時～翌8時30分、土日祝日は終日

■相談内容別受付状況

(件)

		令和5年度
養護相談	虐待相談	75
	身体的虐待	(16)
	性的虐待	(17)
	心理的虐待	(35)
	保護の怠慢(ネグレクト)	(7)
	その他の相談	14
保健相談		0
障害相談	肢体不自由相談	0
	視聴覚障害相談	0
	言語発達障害相談	0
	重症心身障害相談	0
	知的障害相談	0
	発達障害相談	0
非行相談	ぐ犯行為等	1
	触法行為等	0
育成相談	不登校相談	2
	性格行動相談	55
	しつけ相談	9
	適正相談	0
その他の相談		772
合計		928

8 親子のための相談LINE相談件数※

スマートフォンアプリ「LINE」による相談を受け付けています。

LINE公式アカウント名「親子のための相談LINE」

※対応時間：平日9時～23時、土日祝日は9時～17時

■親子のための相談LINE相談件数 (件)

	令和5年度
虐待通報	70
児童相談	73
その他	18
合計	161

※チャットが成立したものについて集計

(相談員が応答したが返答がないもの、お礼の挨拶等相談にはあたらないもの等を除く)

9 専門職の人材育成

(1) 研修

高度な専門性を備えた職員の育成のため、職場内のOJT研修や、職員の経験年数やスキルに応じた研修の受講による人材育成を行っています。

研修は、児童相談所で企画・立案した所内研修のほか、特別区職員研修所の共同研修や、外部機関が主催の専門研修を受講しています。

(2) 各種研修

①所内研修

研修名	内容
CAREプログラム	子どもと大人との絆を深めるプログラムとその実施法について
CCAP版ペアレンティングプログラム事例検討	子どもと大人との絆を深めるプログラムを使った支援の事例検討について
描画療法	子どもの描画の解釈について
箱庭療法	創作体験や事例を通した箱庭療法について

研修名	内容
家庭復帰について	家族からの分離を経たケースにおける家族再統合について
インテーク面接	虐待対応における初回面接のポイントについて
T F - C B T コンサルテーション	トラウマ治療プログラムの進め方について
事例検討	非行ケースの事例検討について
トラウマインフォームドケア	再トラウマを防ぐための支援に必要な知識と対応方法について
子どもの権利擁護	子どもの権利について
CVPPP	包括的暴力防止プログラム（CVPPP）の取り組みについて

②特別区職員研修所共同研修

研修名	内容
児童福祉司任用前講習会	児童福祉司として必要な知識、技能等について
児童福祉司任用後研修	児童福祉司として必要な知識、技能等について
指導教育担当児童福祉司任用前研修	指導教育担当児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー）として必要な知識、技能等について
児童福祉司（1～2年目）Ⅰ	児童福祉司として必要な基礎的な知識・スキルについて
児童福祉司（1～2年目）Ⅱ	児童福祉司として必要な基礎的な知識・スキルについて
児童福祉司（3～4年目）Ⅰ	児童福祉司として必要な専門的な知識・スキルについて

研修名	内容
児童福祉司（3～4年目）Ⅱ	児童福祉司として必要な専門的な知識・スキルについて
児童心理司（1～2年目）Ⅰ	児童心理司として必要な基礎的な知識・スキルについて
児童心理司（1～2年目）Ⅱ	児童心理司として必要な基礎的な知識・スキルについて
児童心理司（3～4年目）Ⅰ	児童心理司として必要な実践的な知識・スキルについて
児童心理司（3～4年目）Ⅱ	児童心理司として必要な実践的な知識・スキルについて
児童心理司リーダー研修	児童心理司のリーダー（SV 含む）として求められる最新の知識・技術について
一時保護施設職員Ⅰ	一時保護所運営として必要な知識・スキルについて
一時保護施設職員Ⅱ	児童相談所における指導教育担当児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー）として必要な知識、技能等について
子ども家庭福祉行政組織運営研修	児童相談体制、子ども家庭支援体制の在り方と組織運営について
児童虐待への対応	児童虐待対応に必要な知識、及び子どもと家族への支援を行うための基礎的な能力について
司法面接	児童虐待被害等に係る調査にあたり、児童の心理的ケアに配慮しながら正確に事実を聴き取る面接手法について
動機づけ面接	子どもや保護者が行動を改善していく動機を強めるための協働的面接技術について

③外部機関の専門研修

研修名	内容	主催
日本子ども虐待防止学会学術集会	児童虐待対応における最新の知見について	一般社団法人日本子ども虐待防止学会
R I F C R 研修	性的虐待の初動対応における子どもからの聴取方法について	チャイルドファーストジャパン
児童心理司指導者研修	児童心理司の育成・専門性向上について	子どもの虹情報研修センター
T F - C B T イントロダクトリー・トレーニング	子どものトラウマ治療プログラムの実施方法について	岩手医科大学
P T S D 構造化面接－CAPSを理解する	尺度を用いたP T S D のアセスメント面接について	兵庫県こころのケアセンター
子どもの声を聴く	子どもの意見を聴き、尊重する対応について	子どもの虹情報研修センター
日本版V i n e L a n d II 適応行動尺度（実施法および解釈）	心理検査の使い方について	アスペ・エルデの会
子どものP T S D アセスメント	心理検査の使い方について	兵庫こころのケアセンター

研修名	内容	主催
D V加害者教育プログラムファシリテーター養成研修	D V加害者への教育プログラムについて	原宿カウンセリングセンター
乳幼児保健入門セミナー	乳幼児の心の健康について	医療法人春乃会
司法面接ピア・レビューアー	実践の場における司法面接の指導について	チャイルドファーストジャパン
デートD Vファシリテーター養成講座	D V被害者プログラムの概要について	N P O 法人レジリエンス
感情コントロールの力はどのようにして育つのか	心理ケアについて	私設心理療法オフィス
トラウマインフォームドケアとA R Cの枠組み	トラウマを抱える児童に対する生活場面でのケアについて	子どもの虐待防止センター
C C A P 版親と子の関係を育てるペアレンティングプログラムファシリテーター養成講座	子どもと大人との絆を深めるプログラムとその実施法について	子どもの虐待防止センター
子どもたちのいじめのケア・加害と被害の連鎖	子ども同士のいじめに対する心のケア・対処について	兵庫県こころのケアセンター

－豊島区児童相談所 事業概要－
令和５年度（２０２３年度）版

令和６年１０月発行

編集・発行

豊島区子ども家庭部児童相談課

豊島区長崎３－６－２４

電話（０３）６７５８－７９１０